

# ひとり親家庭等医療証について

- 申請され該当すると、対象者が受診された際、医療費が無料になります。  
ただし、保険がきかないものに対しては、医療証も使用できません。
- 医療証には有効期限がありますので、有効期限日の前後に更新の手続きをお願いします。  
(更新の手続きは6月のお知らせ板でご案内します)  
更新時には ①健康保険証 ②印鑑 ③旧④医療証 をお持ください。
- 山形県内の医療機関を受診する際には、必ず健康保険証といっしょに提示してください。  
県外で受診された場合は ①健康保険証 ②④医療証 ③領収証 ④印鑑 ⑤通帳 を役場  
健康福祉課（総合窓口）にご持参ください。後日、医療費が助成されます。

## 医療証をもらえるのはどんな人？（ はい → いいえ →）

朝日町に住所がありますか → 住所地にお問い合わせください



配偶者のいない方（※1）ですか → 該当しません



就労等（※2）により、18歳以下のお子さんを扶養（※3）していますか



所得税は課税されていませんか → 該当しません



「ひとり親家庭等医療証」が取得できます

## 自己負担額

◆ 外来 : 無料 ◆ 入院 : 無料 ◆ 訪問看護 : 無料

◆ 入院時食事代 : 1食につき 260円

低所得者には健康保険制度等にて軽減措置あり、申請必要

※1 配偶者のいない方

- ・離婚した女子または男子であって現に婚姻していないもの
- ・配偶者の生死があきらかでない女子または男子
- ・配偶者から遺棄されている女子または男子
- ・配偶者が海外にいるためその扶養が受けることができない女子または男子
- ・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
- ・その他父母のいない児童等

※2 就労等している方

- ・就労している場合
- ・求職活動又は就労に向けた活動を行っている場合
- ・職業能力の開発向上のために職業訓練校等に在籍している場合
- ・傷病により長期間（概ね1ヶ月以上）の在宅での安静又は入院が必要な場合
- ・親族が傷病、障がいの状態又は要介護状態にあり、その方の介護を行わなければならぬ場合

※3 扶養している方

- ・市町村国保加入者の場合 → 税法上扶養している方
- ・市町村国保以外の保険の場合 → 被保険者（保険証上扶養している方）